

関東ネット通信

2016年10月21日発行

欠陥住宅関東ネット 代表就任のごあいさつ

このたび、欠陥住宅関東ネットの代表に就任させていただきました。

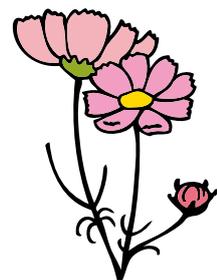
私と欠陥住宅ネットとのかかわりとしましては、2005年の弁護士登録後間もなく欠陥住宅京都ネットに入会し、諸先生方に欠陥住宅問題に取り組むためのイロハを教えていただき、何より、被害救済への熱いスピリットでつながった強いネットワークを目の当たりにさせていただきました。その後、2013年に東京弁護士会へ登録替えしたことを機に欠陥住宅関東ネットに入会し、月1回の定例相談会、年1回の110番、個別事件への対応等の活動にかかわってまいりました。

その間、欠陥住宅問題を取り巻く世の中の情勢も刻々と変化しており、不法行為責任をめぐる最高裁判決なども受け、紛争の様相も少しずつ変わってきているように感じています。10年を超える長期経過後に深刻な瑕疵が見つかる等かつては断念していたかもしれない事案についても積極的に責任追及する流れができてきた一方で、責任追及の幅が広がった分、消費者側に厳しい主張・立証の負担がのし掛かってくる側面もあり、具体的事件における救済はいまだ十分とはいえません。欠陥住宅問題の解決に専門的見地から取り組んできた欠陥住宅ネットが果たすべき役割も、ますます高まってきているところです。

前任の鈴木弘美先生におかれては、2007年から9年間もの長期にわたり代表をお務めいただき、大変お疲れさまでした。その後に、この大任を継ぐ身としては甚だ若輩ではありますが、これからの関東ネットの活動をより活発に盛り上げ、被害者救済を実質化していくため、代表兼実働部隊として精いっぱい取り組んでまいりたいと思います。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

(弁護士 志水 芙美代)

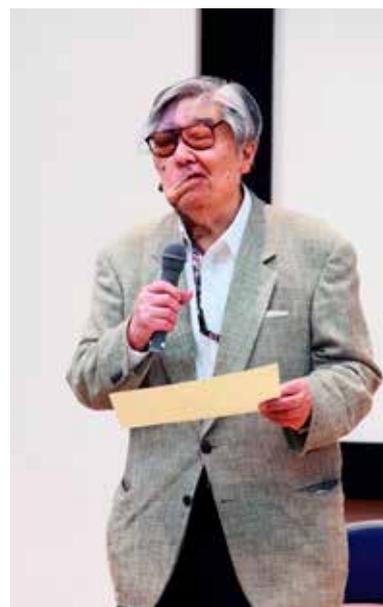


欠陥住宅全国ネット第40回大阪大会報告

2016年6月4日(土)から5日(日)にかけて、大阪市立住まい情報センター3Fホールにおいて欠陥住宅全国ネットの創設20年目の節目となる第40回記念大会が、過去の大会最大人数約150名の参加者で開催されました。

1日目は、残念ながら体調不良で欠席されました伊藤學代表幹事の欠陥住宅撲滅の願いを込めたこの20年間の歩みと今後の課題としたあいさつを吉岡和弘幹事長が代読され、続いて田淵学大阪弁護士会副会長の来賓あいさつ、吉岡幹事長の基調報告に始まり、長きにわたり貢献されました前代表幹事の上野勝代京都府立大学名誉教授と欠陥住宅全国ネット創設時に日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会委員長であった木村達也弁護士に感謝状が贈呈されました。

また、本会の礎となる「澤田理論」といっても過言ではない欠陥住宅に対する法律構成を確立された澤田和也弁護士は遅れて来場し登壇され、澤田理論の一節を披露されました。合わせて3名の方々に感謝状が贈呈されました。



記念大会特別講演として「欠陥住宅紛争事件の総括（解決した問題・残された問題）」と題して、立命館大学大学院法務研究科の松本克美教授からの講演が行われました。

その後、「残された問題」と題して京都ネットの神崎哲弁護士がコーディネーターとなり、京都ネット、東海ネットからリレー報告がありました。休憩の後ふくおかネットの鳥居玲子弁護士から「熊本地震被害報告 緊急報告～熊本震災とふくおかネットの取り組み」がプロジェクターによる現地被害状況とともに報告され、引き続き、リレー報告として関西ネット、東北ネット、神戸NETからそれぞれのテーマでの報告があり、2日目に予定されていた関東ネットの高木秀治弁護士（「原告、被告に関わる問題点」が報告されました）、神戸NET（2件目の報告）までが繰り上げられて報告されました。

1日目の最後として関西ネットの三浦直樹弁護士司会のもと、アペールの採択がありましたが多くの意見が出され、検討した結果アペールではなく報告とすることが望ましいとの意見で集約されました。



懇親会は、東天紅大阪天満橋OMM店で今までになく多くの参加者で開催され、わが関東ネット藤島茂夫副代表の乾杯のあいさつを皮切りに、さすがご当地大阪の司会者の名調子や参加者との丁々発止もあり、また各支部の参加者や新任の紹介やあいさつなどを取り混ぜて盛大に行われました。



懇親会終了後は、家路に就く方、二次会に参加する方など大都会大阪の夜にそれぞれが思い思いに消えて行きました。

2日目は、リレー報告の続きで中国・四国ネット、関西ネット、東北ネット、関東ネットの河合敏男弁護士（住宅安全基本法の制定に関する報告が行われた）、京都ネット、関西ネットからそれぞれのテーマでの報告があり、引き続き判決・和解事例報告として大阪、広島、東京の高木弁護士・柴和彦建築士（第三者委員会の活動報告が行われた）、福岡、大阪、京都から報告がありました。

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会土地住宅部会活動報告に続き各地域ネットの報告（関東ネットは谷合周三弁護士から活動報告が行われた）があり、事務局長の平泉憲一弁護士から事務局報告が行われました。最後に、欠陥住宅訴訟で勝訴され、依頼者の方のご意思によって全国ネットに多額なご寄付をいただいた吉岡幹事長に感謝状が渡され、過去最大人数の参加を得て多くの議題を消化した第40回大会は無事終了しました。



私も久しぶりの全国大会への参加でしたが、以前の大会に比べて第40回（創立20周年）記念大会とのこともあってのことか大変な盛り上がり様に驚きました。

関東ネットから毎回参加されている代表や事務局の方々のご苦勞に頭が下がる思いとともに、いまだ全国大会参加の経験がない会員の方々もぜひ全国大会に参加され、各地域ネットの方々と交流を深めて

↑ いただきたいという願望が沸いてきた次第です。 ↓

↑ 最後に、代表幹事であられる伊藤學先生が「欠陥住宅全国ネット20年の歩み」に寄稿された「欠陥住宅全国ネット20周年に寄せて」でおっしゃっている「一日も早く欠陥住宅のない社会が実現されることを切に願う」同志として結束しましょう。 ↓

(建築士 柴 和 彦)

2016年度関東ネット総会報告

↑ 2016年6月11日(土)定例相談会終了後に、2016年度関東ネット総会が開催されました。総会では、概要、以下のとおりの報告と決定がなされました。 ↓

1 活動報告

↑ 関東ネット事務局次長の谷合周三弁護士による開会のあいさつの後、事務局から、概要、以下のとおりの活動報告がなされました。 ↓

↑ ① 2001年11月24日設立、現会員数103名（建42、設2、管1、弁43、学1、一般14） ↓

↑ ② 運営体制 運営委員会、研修委員会、広報委員会。 ↓

↑ ③ 相談受付状況 ↓

↑ ① 通常相談（設立から2016年5月まで）477件（110番からの相談含む。月平均2.7件）、2015年6月～2016年5月までの1年間では14件・月平均1.1件。 ↓

↑ ② 定例相談（2005年10月～2016年5月。毎月第2土曜日開催）新規571件（月平均4.7件）、継続551件（月平均4.3件）。2015年6月～2016年5月までの1年間では、新規79件・月平均6.9件、継続52件・月平均4.3件。 ↓

↑ ④ 活動状況 ↓

↑ ① 2015年度研修会 ↓

↑ ① 第1回研修会（12月12日） テーマ：私的鑑定書の実例1 講師：河合敏男弁護士、山縣裕建築士、藤島茂夫建築士。 ↓

↑ ② 第2回研修会（2016年1月9日） テーマ：私的鑑定書の実例2 講師：鈴木弘美弁護士、柴和彦建築士、尾崎英二建築士。 ↓

↑ ③ 第3回研修会（3月12日） テーマ：よう壁のイロハ 講師：藤島茂夫建築士。 ↓

↑ ② 2015年全国ネット110番 7月4日(土) 相談件数76件、5回線。 ↓

↑ ③ 定例相談会 毎月第2土曜開催。 ↓

↑ ④ 相談事例検討会 定例相談会終了後、2、3例程度検討。 ↓

↑ ⑤ 運営・研修・広報委員会 月1回開催（定例相談会終了後）。 ↓

↑ ⑥ 広報等 ホームページによる活動紹介・相談受付（URL：kjknet.org）、関東ネット通信 28号（2015年10月4日発行）・29号（2016年5月16日発行）。 ↓

2 会計報告

↑ その後、会計について報告があり、承認されました。 ↓

3 役員選任

↑ 役員を選任について、以下のとおり提案があり、承認可決されました。 ↓

↑ 代 表 （新任）弁護士 志水美美代 ↓

- 副代表 建築士 藤島茂夫 弁護士 星野秀紀
- 事務局長 弁護士 高木秀治
- 事務局次長 弁護士 谷合周三 弁護士 遠藤和宏 弁護士 安田 明
(新任) 建築士 柴 和彦
- 運営委員 建築士 尾崎英二(東京) 消費者 小原恭子(東京)
消費者 宮崎みつよ(東京) 建築士 中神岳二(千葉)
建築士 青木照和(神奈川) 弁護士 城田孝子(神奈川)
弁護士 河合敏男(東京) (新任) 建築士 塩田純一(東京)
- 会計 弁護士 谷合周三(補助者 成瀬 修)
- 会計監査 弁護士 椎橋徹治(東京)
- 顧問 弁護士 田中峯子(東京)
- 全国ネット幹事
建築士 藤島茂夫 弁護士 星野秀紀 弁護士 河合敏男 弁護士 谷合周三
弁護士 高木秀治 (新任) 建築士 柴 和彦 (新任) 弁護士 志水英美代

4 今後の活動計画等

今後の活動計画について、以下のとおりの提案が承認されました。

① 設立目的実現に向けて、全国ネット、地域ネットとの連携を取りつつ、主に次の活動を行う。

①a被害相談救済、①b被害予防説明会、①c会員研修、①d法廷傍聴支援、①e勉強会・事例報告研究会・地域会合等の実施、①f会員交流、①g他団体との連携、①h広報

② 予定活動等

②a 定例相談会 毎月第2土曜日午後1時～5時。

②b 2016年欠陥住宅110番 7月2日(土)10時～16時、プラス法律事務所。

②c 2016年度研修会 日程：9月、11月、2017年2月(予定)の定例相談会終了後開催。テーマ：検討中(・よう壁に関する法令の整理、事案の検討、・今さら聞けない在来工法の基礎、・時効の諸問題、・「消費者のための欠陥住宅判例」の勉強会)。

②d 相談事例検討会

②e 運営・研修委員会 毎月第2土曜日開催の定例相談会終了後に開催(研修会、相談事例検討会開催日を除く)。

②f 課題等

②fa 会員のいない地域(北関東方面)からの相談対応

②fb 事務局体制の充実

②fc 相談件数の増加

②fd 欠陥予防活動の充実

②fe 地盤品質判定士協議会との連携

②ff 研修制度の充実

②fg 広報委員会、研修委員会の充実

②g 全国大会および幹事会開催 幹事会：現地会議8月20日。全国大会(金沢大会)：11月26日(土)、27日(日)。2017年5月27日、28日に東京大会を予定。



⑥ 消費者勉強会等

総会の最後に、関東ネット事務局次長の柴和彦建築士からあいさつがあり、閉会となりました。

(弁護士 高木 秀治)

2016年度関東ネット総会後の講演会報告

2016年度の関東ネット総会終了後に、高木秀治弁護士、柴和彦建築士による、「株式会社県民共済住宅（以下、「KJ社」といいます）第三者委員会調査報告」の活動について講演がありました。

企業が不祥事を起こした場合に、原因説明とその後
の対策についてよく「調査委員会」を設けますが、その場合に「内部調査委員会」または外部者により構成された「第三者調査委員会」のどちらかの体制を講じることになります。KJ社では、株主、投資家、消費者



等をはじめとする「利害関係者」の信頼を回復するには客観的評価が必要として、「第三者調査委員会」を設けることにし、それに高木弁護士、柴建築士が参加されまして、その活動内容の講演であります。

高木弁護士によりますと、企業等に対する信頼と、その後の持続性を回復するには、その時点の経営者自身のための調査ではなく、独立性の高いより説得力のある調査が社会的に求められているとのことでした。いろいろな企業不祥事が生じるたびに「第三者委員会設置」という言葉を耳にしますが、そのように社会の信任を得るべき「第三者委員会」のあり方について、日本弁護士連合会が「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を策定しているそうです。私たちは、本来あるべき第三者委員会の姿を正しく理解しておく必要があるのでしょうか。また、このような活動は、従来の紛争における弁護や、代理業務とは別の、新たな社会の要請であり、それをこなせる能力を日頃より備える努力が必要とのアドバイスが高木弁護士よりありました。

実際の、第三者委員会の調査報告の業務内容は、「第三者委員会の位置づけの依頼者との合意」「調査・検証の方法」「調査・検証の結果」「原因分析」「再発防止の提言」の内容となっていました。客観的事実の積上げから導かれた調査結果と原因分析は、誰もが納得しうるものであると思われました。この調査報告書はウェブサイトにて公開されていますので、関心のある方はぜひ閲覧していただければと思います。

高木弁護士、柴建築士には私たちの新たな活動の可能性について、貴重な体験談を語っていただき、ありがとうございました。

(建築士 山田 潤 二)

2016年度欠陥住宅110番報告

関東ネット事務局の高木秀治弁護士が所属する、日本橋にあるプラス法律事務所において、2016年度の欠陥住宅110番が、7月2日(土)午前10時から午後4時まで行われました。全国統一ナビダイヤルにより、住宅の安全性にかかわる相談を受け付け、当日は、関東ネットでは弁護士8名、建築士9名、その他3名が参加し、弁護士・建築士2名1組で電話対応しました。

110番のPRについてですが、全国ネットで受付電話番号が決定した後、チラシをつくり、新聞社、テレビ局、消費生活センターにお知らせしました。新聞社は地方紙1社から連絡があり、取り上げてくれ

たおかげで3名の消費者から電話がありました。NHKは、これまで11回放送してくれていますが、今回も対応がとてもよく、110番当日も早々に取材にみえて高木事務局長へのインタビューや相談風景などを撮影して帰られました。せっかく丁寧に取材していただいたのですが、当日未明、ダッカでテロ事件が発生したこともあり、放送には至りませんでした。それにしても、同事件はとても痛ましい事件で、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするばかりです。



上記のとおり、PRについてはなかなか苦しい状況でしたが、NHKのインターネット放送で110番に関するテロップが流された影響もあり、10時の開始から電話が途切れることがなく、計27件の相談が寄せられました。相談の内訳は、居住用27戸で、うち戸建てが23戸、マンションが4戸でした。被害の主なものは、雨漏りが5件、床鳴りが3件、上階・屋上からの騒音などが2件でした。110番を何で知ったかについては、テレビやインターネットの案内が5件、ホームページが4件、消費生活センターからの紹介が13件でした。

今回の110番は、NHKの放送がなかったにもかかわらず、110番が始まって以来初めて開始からひっきりなしに電話がなり、27件の相談が寄せられたのは、今まで積み重ねてきた地道な活動が消費者に確実に届くシステムができつつあるからだ実感しました。この点は、一都六県の消費生活センターからの紹介が13件あったことにも現れています。

マスコミ、消費生活センターとの関係の強化は引き続き継続するとともに、ニュース放送ばかりに頼らないよう、PR活動の見直しが今後の課題です。よいお知恵がありましたら、お知らせください。

(消費者 小原 恭子)

2016年度第1回研修会報告

小久保孝雄＝徳岡由美子編著『建築訴訟（リーガル・プロGRESSIV・シリーズ14）』（2015年3月発行）を題材に裁判所の考え方を検討し対処する目的で、今回は「基礎・地盤に関する瑕疵」に関する部分（113～128頁）を、志水芙美代弁護士に講義していただきました。

また、地盤品質判定士の方にも参加いただき、本書の問題点について指摘していただきました。「地盤の強さは、①構造物の重量を支える力（支持力）と、②構造物の重量等によって沈下する量によって表される。ただし、建築訴訟の実務上は、②については沈下量を算定したうえで議論されることはまれであり、主にスウェーデン式サウンディング試験の結果自沈層がどの程度の範囲に広がっているか等によって議論されることが多いように思われる」（119頁）との記述に関して、地盤の成り立ちから沈下を検討することが重要であり、即時沈下と異なる圧密沈下の検討の必要性を指摘されていました。

主張・立証上の問題点について、必要な地盤改良工事の不施工に関して、「地盤改良工事の必要性を基礎づける具体的事実」の主張としては、当該地盤が軟弱であることや不均質であることを基礎づける事実（直接立証）、本件建物が重いことを基礎づける事実（直接立証）、不同沈下が生じている事実（間接立証）などを主張することがあげられ



⚡️ですが、不同沈下が起きていることについて、相手方から他原因（近隣工事、大震災の影響）の主張を⚡️されるときにどのように対処すべきかについては、①傾きの程度、方向性と地盤調査結果とを総合的に⚡️説明する、②不同沈下の経時的変化と地盤調査結果とを総合的に説明する、③他原因の弾効（それ自体⚡️不合理、不同沈下の状況との不整合）をあげられ、対処方法は参考になりました。

⚡️ また、関連する諸規定（建築基準法施行令38条、国土交通省告示第1113号など）のどの規定が問題に⚡️なるのかを指摘していただきました。

⚡️ 全国大会でも、地盤の問題は取り上げられており（「ふおあ・すまいる」35号参照）、事件処理にあたっ⚡️て、それらの資料、裁判例を読み返すことも大切であると感じました。

（弁護士 高木 康彦）

2016年度関東ネットBBQ大会報告

⚡️ 10月15日(土)にBBQ大会を開催いたしました。直前ま⚡️で天気が不安でしたが、当日は気持ちよく晴れて最高の⚡️日和でした。

⚡️ 今年も前日に私と椎野先生が東京湾で釣ってきたア⚡️ジを焼きました。脂がのった黄金アジでとてもおいし⚡️くいただきました。また、毛利さんからは畑で収穫し⚡️たカボチャの差入れをいただきました。切ってみたところ、種が発芽してモヤシが出現！でも焼いたお味⚡️は良好でした。石川さんからはマシュマロの差入れを⚡️いただきました。残念ながら私は食べられませんでしたが、外がカリカリ、中がとろりとおいしそうでした。⚡️ほかに牛タン、サーロインステーキ、ソーセージな⚡️どを焼きました。長芋、ジャガイモのホイル焼きは、⚡️去年は時間が足りずに完成しませんでした。今年は⚡️時間をかけすぎて炭になってしまいました。でも、火⚡️力が弱かったところに置いた長芋はちょうどよい具合⚡️で、ホクホクおいしかったです。お酒を飲んでマツタリ談笑していたところで時間切れとなり、今年は⚡️メの焼きそばが間に合いませんでした。

⚡️ いつも何か失敗するBBQ、また来年リベンジしたいです。

（弁護士 高木 秀治）



事例報告

⚡️ マンションの大規模修繕工事で管理会社が設計・監理を行う場合は問題が多い

1 はじめに

⚡️ ここ数年前までは、分譲の大規模修繕工事の設計・監理はほとんどマンションを管理している管理会⚡️社が行っており、7割近くが大規模修繕工事の設計・監理をしているとみられていた。

⚡️ しかし、一昨年、国土交通省から発表されたデータでは、大規模修繕工事の設計・監理は独立してい

る建築設計事務所が6割強の割合で設計・監理していると発表した。マンションの管理組合は、設計・監理料を支払っても、設計事務所主導で複数の施工業者から見積りをとって業者を決めるほうがメリットがあると判断しているものと考えられる。

私が所属する一般社団法人マンション大規模修繕協議会に所属する賛助会員である施工会社に話を聞くと、管理会社主導の場合、管理会社へは管理組合との工事契約金の15～30%を支払うという。

以下では、私が仕事上かかわった管理会社の対応を数例紹介したい。

2 世田谷区のマンションの事例

世田谷区の25戸のマンションで、そのマンションを管理している大手管理会社のM社がマンションの大規模修繕工事を提案したところ、理事会において、設計・監理を行う者を決めるためのプレゼンテーションが行われた。M社と私共の事務所（理事の1人が私共を推薦）が参加し、その結果、多数決で私共の事務所で決まった。

後日、同マンションの理事長から、M社の役員が理事長宅へ来て、理事会で決定したにもかかわらず、ぜひM社で決め直してほしいと言われたが、理事会の決定を変えることはできないとお断りしたことを聞いたのである。現在では管理業務自体ではなかなか利益を上げることがむずかしくなっているの

3 品川区のマンションの事例

品川区の14階建てのマンションで現在大規模修繕工事中であるが、工事があまりにも杜撰で問題が多いため、管理組合の理事長からマンション大規模修繕協議会に相談があり、私が管理組合の理事会に出席して理事の方々から話をうかがった。

主な内容は、玄関ドア枠の横のコーキングがタイルに被っており（この現象は他の箇所のタイルでも見られる）、見苦しいので工事をストップして折角施工したコーキングを取り除いてコーキングの打ち直しをしてもらったところであった。設計・監理をしているM社（トップクラスの管理会社）とは別に私が組合側のコンサルタントとして検査業務をすることになったのである。

最初に、現場の定例打合せ会に出席して足場を取りはずす前の検査を行ったところ、コンクリートとタイルの取合い部分にコーキングが施工されていない箇所があり、コーキングを施工するように指示したうえでなぜコーキングを入れないのか確認すると、前工事（今回は第1回目の大規模修繕工事である）で施工してなかったのだからなかったという返事であきれてしまった。

その他、不良工事が多く、今後は根気よく説明して不良工事を直してもらおうように努めるしかない。

管理組合は管理会社に大規模修繕工事を任せることが多いと聞いているが、インターネット等で大規模修繕工事を専門とした独立した設計事務所を調べて選定するのがよいと思う。管理会社の設計・監理は、管理組合側の目線で仕事をやっていないように思われる。

4 管理会社の不正行為の例

文京区のマンション（築12年、12階建てRC造、28戸）の理事の方からのご相談である。

このマンションでは、大規模修繕工事を進めるにあたり、管理会社に依頼して設計仕様を決めて5社から見積りをとった。5社のうち1社は管理組合推薦の業者であり、残り4社（1社は管理会社であり、ほか3社は付き合いで見積りに参加）は管理会社が選定した。その結果、管理組合推薦業者の工事費が一番安かったのである。見積りは理事長と管理会社にあてて同時に発送された。

その後、管理会社は一部設計変更をして再度見積りをとったのであったが、2回目の見積りは管理会社のみ提出させたので、一番札の会社の数字を見たとうえで自社でそれ以下の数字を出して理事会に報

告して自社（管理会社の設計・施工）を理事会で決定させたのである。
 そのあたりの裏事情を理事が知ったためにご相談に見えたのである。依頼の内容は、せめて設計仕様書どおりになるよう工事を監理してほしいというものであった。管理会社は、工事会社を選定してその見返りに工事費の一部をピンハネするのである。管理組合はそのような不正行為をさせないためにも、セカンドオピニオンとして設計事務所に相談するのがよいと思う。

5 千葉県のマンスヨンの事例

千葉県のマンションに住んでいる友人から連絡が入り、今度自分のところのマンションで大規模修繕工事のために設計事務所を公募しているので参加したらどうかと連絡を受け、その応募条件を確認したところ、設計事務所の実績のハードルが異常に高く設定されている。ここ3年間で100戸以上のマンションを10棟以上行ったとか、同じく3年間で工事費の受注高が何百億円以上という具合にハードルが高い。大規模の設計事務所にいる仲間に聞いてみたら、もう設計事務所は決まっています形だけの募集ではないかとの意見であった。

私は、千葉県の友人に、そんな条件では応募する設計事務所はないですよと返事をしました。後日、その友人にその後どうなったかと問い合わせたところ、このマンションの管理会社（H社：管理会社の大手）に決まったということを知り、友人には、管理会社は独立した設計事務所ではないこと、そもそも設計事務所を公募するのに管理会社を含めるべきでないこと等を説明したが、理解してもらえたかどうか。

管理組合もきちんと勉強して管理会社と対応しないと、結果的に管理会社のいいなりになって損をするのは管理組合ということになりかねない。

（建築士 尾崎 英二）

欠陥住宅全国ネット第41回全国大会のご案内

欠陥住宅全国ネットでは、次回全国大会「欠陥住宅被害全国連絡協議会第41回金沢大会」を以下の日程・会場で開催します。

日 程：2016年11月26日(土) 13:00～18:00

11月27日(日) 9:00～12:00

会 場：金沢弁護士会館

〒920-0937 石川県金沢市丸の内7番36号 TEL 076-221-0242

今回の大会では、以下の報告などが予定されています。多数の方がご参加くださいますようお願い申し上げます。

○熊本地震被害における実情をも踏まえて、現在の建築基準法規定の問題点、殊に「4号特例」問題（構造計算、仕様規定内容、確認検査体制等）についての検討

○建築紛争事件における協力建築士の関わり方と弁護士の役割

○判決和解事例報告

大会内容の詳細は、全国ネットからの大会のご案内をご参照ください。



（関東ネット事務局）

東京都千代田区麹町4-5 KSビル2階

谷合周三法律事務所内 〒102-0083

TEL 03-3512-3443 FAX 03-3512-3444

発行：欠陥住宅関東ネット編集委員会

発行責任者：志水美美代（代表）

編集責任者：高木秀治（事務局長）